

令和8年度 多摩市会計年度任用職員（教育活動指導員）募集要項

本要項は、教育活動指導員（短期補助スタッフ）の名簿登録者を募集するものです。

1 応募資格

(1) 年齢：年齢制限は特にありません

(2) 資格：次のいずれかに該当すること

ア 大学・短大・高等学校を卒業し、教員免許（小・中学校、高等学校教諭、養護教諭）を有する者

イ 大学・短大・高等学校を卒業した者 又は 大学・短大に在学中の者
ただし、以下に該当する方は、応募できません。

ア 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 当市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 職務内容

教員の指導のもと、次に掲げる職務に従事します。

(1) 一斉授業における教員の補助

(2) 小グループ活動等における活動の補助

(3) 児童・生徒に対する生活指導の補助

(4) 配慮を要する児童・生徒に対する指導・補助

(5) 特別支援学級の指導の補助及び介助

(6) 学校行事の運営の補助

(7) 学校が行う教育活動に係る業務の補助

(8) 宿泊を伴わない校外活動の補助

(9) 児童・生徒に対する学習指導及び生活指導上必要な情報の収集の補助

3 任用期間

任用された日から令和9年3月31日まで

4 勤務日及び勤務時間

・原則、平日の午前8時30分から午後3時30分の間

・1日6時間、週30時間の範囲内

※ 市立小・中学校長と面接の上、決定します。

5 勤務場所

多摩市立小・中学校 及び 多摩市立教育センター

6 報酬

(1) 1時間当たり 1,500円 (1 応募資格(2)ーアに該当する者)

(2) 1時間当たり 1,350円 (1 応募資格(2)ーイに該当する者)

※ 条件を満たす場合に交通費の支給、厚生年金・健康保険・雇用保険への加入あり

※ P Tの報酬額は、令和8年3月開催の多摩市議会の議決をもって確定するものであり、1時間当たりの単価が上記の金額から変更する場合がありますこと予めご了承ください。

7 採用方法

名簿登録者の方へ市立小・中学校の担当者から連絡し、面接を実施の上、決定します。

採用に至った方につきましては、別途必要書類のご提出をいただきます。

8 応募方法

Logo フォームから履歴事項を回答または市指定の履歴書を、教育指導課まで持参又は郵送ください。教育指導課で受領した時点で名簿登録を行います。

(1) Logo フォームの場合



こちらの QR から履歴事項を回答

<https://logoform.jp/form/4N4o/1375962>

(2) 持参の場合

ア 受付時間：平日午前9時～正午 又は 午後1時～午後5時

イ 受付場所：ベルブ永山4階 教育部 教育指導課 ※住所は(3)参照

(3) 郵送の場合

〒206-0025 東京都多摩市永山1-5 ベルブ永山4階

多摩市教育委員会 教育指導課 P T担当 宛

(4) その他

提出いただいた履歴書は返却しません。

9 名簿登録期間

登録期間は、原則、令和10年3月31日までです。

※ 登録期間中に登録を取り消す場合はその旨をご連絡ください。

※ 提出書類に変更がある場合は、新たに関係書類を作成いただき提出し直してください。

10 注意事項

会計年度任用職員として採用されると地方公務員法の適用を受け、以下の義務が生じます。

(1) 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務(地方公務員法第32条)

(2) 信用失墜行為の禁止(地方公務員法第33条)

(3) 秘密を守る義務(地方公務員法第34条)

(4) 職務に専念する義務(地方公務員法第35条)

(5) 政治的行為の制限(地方公務員法第36条)

(6) 争議行為等の禁止(地方公務員法第37条)

(7) 営利企業への従事等の制限(地方公務員法第38条)

11 問合せ先

多摩市教育委員会 教育指導課 P T担当

電話：042-338-6877 (直通)